

# 皆さん、自賠責に入っていますか？

問 町民生活課 課税管理係 内線 2121・2123

## 「自賠責」とは？

万一の交通事故の際の基本的な対人賠償を目的としたもの。原動機付自転車を含むすべての自動車に、自動車損害賠償責任保険・共済（自賠責）への加入が法律で義務付けられています。

## 自賠責なしでの運行は違反です！

原動機付自転車・軽二輪車は、保険・共済標章（ステッカー）をナンバープレートに貼付することが義務付けられています。

1年以下の懲役または  
50万円以下の罰金  
+  
違反点数6点  
↓  
免許停止処分等の  
処分になります。



## 有効期限の確認を！

有効期限（満期年月）は、ステッカーで確認できます。満期年ごとに色が異なりますので、再度確認をお願いします。

## 未加入・期限切れの場合は、早急に手続をお願いします！

自賠責は、損害保険会社・共済協同組合をはじめ、車やバイクの販売店などの代理店でも加入できます。

平成30年の事故発生件数は約43万件、死傷者数は約53万人と、国民の誰もが交通事故の被害者にも加害者にもなり得る、極めて深刻な状況となっています。

「自分は絶対に事故を起こさない」、「家の近所しか運転しないから大丈夫」。しかし、その気持ちの緩みが事故を招きます。事故を起こそうと思って起こす人はいません。安全運転を心掛けているつもりでも、事故を起こしてしまう可能性は誰にでもあるのです。

交通事故は被害者だけでなく、加害者にとっても人生を変えてしまう恐ろしいものです。1人ひとりが、より一層自賠責制度の役割や重要性等を十分に理解・認識することが大切です。

